第6編 司法制度改革の推進

1 公判前整理手続

公判前整理手続は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第62号。以下「刑訴法等改正法」という。)により創設された手続であり(平成17年11月1日から施行)、公判請求後、第一回公判期日前において、明確な審理計画を策定し、迅速な審理を実現するための手続である。

なお,裁判所において,審理の経過にかんがみ必要と認めるときに,第一回公判期日 後に,公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する期日間整理手 続も,併せ創設,施行されている。

公判前整理手続及び期日間整理手続に付された事件の罪名別人員

(平成18年)

										()	/MIO /
区分	総数	殺人	強 盗 致死傷	傷害	恐 喝	窃盗	強姦等	放火	銃刀法	覚せい剤 取締法	その他
公判前整理手続	336	111	57	52	7	2	38	24	3	11	31
期日間整理手続	56	8	8	5	1	3	8	4	3	3	13

- 注 1 司法統計年報による。
 - 2 「強盗致死傷」は、強盗強姦を含む。
 - 3 「傷害」は、刑法第2編第27章に規定するすべての罪をいう。
 - 4 「強姦等」は、刑法第2編第22章に規定するすべての罪をいう。

2 即決裁判手続

即決裁判手続は、刑訴法等改正法により創設された手続であり(平成18年10月2日から施行)、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を除き、明白軽微な事件につき、被疑者が同手続によることに同意していることなどを要件として、検察官が公訴提起と同時にその申立てを行い、できるだけ早期に公判期日を開き、簡易な方法による証拠調べを行い、原則として、即日判決を言い渡す手続である。即決裁判手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。

即決裁判手続に付された事件の罪名別通常第一審終局総人員

(平成18年10月~12月)

	総	数	窃 盗	道路交通法	麻薬取締法	大麻取締法	入管法	覚せい剤 取 締 法	その他
地方裁判所		716	57	20	8	61	374	191	5
簡易裁判所		55	54	-	-	-	-	-	1

注 1 司法統計年報による。

3 国選弁護人制度の整備

刑訴法等改正法においては、被疑者・被告人が弁護人の援助を受ける権利を実効的に

² 平成18年10月から12月までに、即決裁判手続の申立てがあった事件である。

担保し、また、充実しかつ迅速な刑事裁判の実現を可能にするという観点から、被疑者に対する国選弁護人の選任制度を導入するとともに、被告人に対する国選弁護人の選任制度についても、国選弁護人の選任要件及び選任手続を整備し、また、少年の被疑者に国選弁護人が付された場合に関する規定を新設するなどして、国選弁護人制度を整備した。

同法律は、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の適用対象を、被疑者が身柄拘束されているものに限定した上で、その対象事件の範囲を段階的に拡大することとしている。 平成18年10月2日から施行された当初の段階では、対象事件は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件とされ、第2段階(公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定)では、対象事件を、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大することとしている。

4 総合法律支援法の施行

総合法律支援法(平成16年法律第74号)による総合的な支援体制の中核的な役割を果たすものとして、同法律に基づき、平成18年4月10日、法人である日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が設立された。日本司法支援センターは、主たる事務所を東京都に置き、各地方裁判所本庁所在地等に事務所を設け、同年10月2日から業務を開始している。

日本司法支援センターは、関係する機関及び団体と連携・協力しながら、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化業務、民事法律扶助業務、弁護士等を依頼することに困難がある司法過疎地域における法律事務に関する業務,犯罪被害者等の支援業務及び国選弁護人の選任に関する業務を行う。

5 検察審査会法の改正

刑訴法等改正法において、検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度の導入 をはじめ、検察審査会の機能強化等を内容とする検察審査会法(昭和23年法律第147号) の一部改正が行われた。

公訴権は、原則として、検察官のみに付与されており、検察官が不起訴処分とした事件についての検察審査会の議決には、いわゆる法的拘束力はないとされている。刑訴法等改正法は、公訴権行使に民意をより反映させ、公訴権を付与されている検察官が独善に陥ることを防ぐとともに、公訴権行使をより一層適正なものとするため、検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入した。この制度は、刑訴法等改正法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内(平成21年5月27日まで)において政令で定める日から施行される。

6 裁判員制度

平成16年5月28日に公布された裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。)は、裁判員制度を創設した。同制度導入の意義は、広く国民が刑事裁判の過程に参加し、裁判の内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、司法に対する国民の理解と支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになることにある。同法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して5年を超えない範囲内(21年5月27日まで)において政令で定める日から施行される。

なお,裁判員選任の具体的な手続や日当等を定めた「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」(平成19年最高裁判所規則第7号)が平成19年6月13日に制定され,同年7月5日に公布された。

また、平成19年5月22日に、部分判決制度の創設等を内容とする「裁判員の参加する 刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」(平成19年法律第60号)が成立し、同 月30日に公布され、裁判員法の改正に係る部分については同日施行された。

裁判員裁判対象事件の罪名別通常第一審終局総人員

(平成14年~18年)

年 次	総数	1号事件	殺人	強盗 致死	強盗致傷	強盗強姦				偽造通貨	覚せい 剤 取 締 法		銃刀法	その他	2 号事件	傷害 致死	危険 運転 致死	その他
14年	2, 818	2, 503	764	124	732	66	244	112	278	63	14	53	29	24	315	271	29	15
15	3, 089	2, 759	768	133	811	88	299	132	337	59	14	64	25	29	330	261	55	14
16	3, 308	2, 964	795	126	890	105	270	141	297	103	80	83	40	34	344	277	50	17
17	3, 231	2, 946	795	130	871	85	213	132	307	182	55	80	51	45	285	219	42	24
18	2, 878	2, 569	675	112	813	90	237	123	270	66	23	110	33	17	309	231	51	27

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 - 2 移送等を含む。
 - 3 同一被告人につき複数の起訴があっても、弁論が併合されている限り1人として計上した。
 - 4 「1号事件」は、裁判員法2条1項1号に該当する事件であり、「2号事件」は、同項2号に該当する事件である。
 - 5 1号事件の「その他」は、身の代金目的拐取、拐取者身の代金取得等、爆発物取締罰則違反、麻薬取締法違反等であり、2号事件の「その他」は、保護責任者遺棄致死、逮捕監禁致死等である。

平成18年においては、裁判員裁判対象事件の通常第一審終局総人員は、前年比10.9%減少した。罪名別に見ると、強盗致傷が28.2%と最も多く、次いで殺人(23.5%)、現住建造物等放火(9.4%)の順であった。

15年を超える有期懲役刑言渡人員のうち、20年以下が131人であり、罪名別では、殺人が61人と最も多く、次いで、強盗致傷(30人)、強姦致死傷(16人)の順であった。また、20年を超え25年以下が17人であり、殺人が8人、強盗致死、強盗致傷、強盗強姦及び強姦致死傷が各2人、銃刀法違反が1人であった。25年を超える有期懲役言渡人員は9人であり、強盗致死が5人、強姦致死傷が2人、殺人及び強盗強姦が各1人であった。